○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県津山市皿字大谷二四の二、二四の四、字長ウネ三二の二、三二の四、字大スリ三六の二、三六の三、三七の二、三七の四、三七の五、字ウツキ谷三八の二、三八の四、三八の四九から三八の五二まで、三九の二、三九の四五から三九の六七まで、三九の六九から三九の八〇まで、字フロノ谷四一、字小フロ四六、新見市哲多町成松字小松平一四七五の二、字ノリゴエ一四七七の二、字山野神一四七八の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県勝田郡勝央町東吉田字煎粉谷五四八の一、五五三の一、字古才口五六〇の一、字尾狭谷五九二、五九三、五九五から五九七まで、五九九、六二二から六二七まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び勝央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県美作市後山字日名倉山一五九〇の一、新見市神郷釜村字江草谷二四〇の一、二四〇の六から二四〇の一〇まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日名倉山一五九〇の一、字江草谷二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百五十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十九年国土交通省告示第千七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年五月三十日から適用する。

平成二十三年五月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

表北海道運輸局函館運輸支局の項中「北海道函館市海岸町二十四―四」を「北海道函館市西桔梗町五百五十五―二十四」に改める。

○国土交通省告示第五百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古宇座川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和六十三年建設省告示第六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市下平丸

字古宇座　四七六番五　一号

七五一番一　二号

七五二番二　三号及び四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱五号と九号を昭和六十三年建設省告示第六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市下平丸

字古宇座　七五六番三　五号

七六一番四　六号及び七号

七六二番二　八号

七六三番三　九号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十三号までを順次結んだ線及び標柱十号と十三号を昭和六十三年建設省告示第七百八十七号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市下平丸

字古宇座　七七四番四　十号及び十一号

七七七番二　十二号及び十三号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十四号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十四号と十七号を昭和六十三年建設省告示第七百八十七号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市下平丸

字古宇座　七九七番三　十四号及び十五号

八〇九番六　十六号及び十七号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱十八号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十八号と二十一号を昭和六十三年建設省告示第六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市下平丸

字鳥かぐら　九八四番二　十八号及び十九号

九三四番三　二十号及び二十一号

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱二十二号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と二十六号を昭和六十三年建設省告示第六号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市下平丸

字鳥かぐら　九七九番五　二十二号から二十六号まで

○国土交通省告示第五百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂川沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県北秋田郡上小阿仁村堂川

字山根　一三番　一号

一一番三　七号

字水上沢　五九番一　二号及び三号

五四番一　四号

字上ノ山　二二番三　五号

二一番二　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十六号までを順次結んだ線及び標柱八号と十六号を昭和六十三年建設省告示第百二十三号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県北秋田郡上小阿仁村堂川

字水上沢　三二番一　八号

八番五七　十号から十二号まで

八番一　十三号

六番　十四号

五番一　十五号及び十六号

字鳥矢場　六番　九号